

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	重度心身障害者医療費助成関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市長は、重度心身障害者医療費助成関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成関係事務
②事務の概要	【事務の概要】 山口市重度心身障害者医療費助成要綱に基づき、重度心身障害者（以下、「障がい者」という。）の保健の向上を図り、もって障がい者の福祉の増進に資することを目的として、障がい者に対する医療費の助成を行っている。 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者証の交付申請／更新申請の受理、審査、応答 ②福祉医療費の助成申請（償還払い）の受理、審査、応答 ③変更事項等の届出の受理、審査、応答 ④受給者証の再交付申請の受理、応答 ⑤受給者証の交付、返還 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	総合行政システム（重度心身障害者医療費）、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市健康福祉部保険年金課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 保険年金課 083-934-2803

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③ システムの名称	e-ADWORLD、統合宛名システム、中間サーバー	総合行政システム(重度心身障害者医療費)、 統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(略)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(略)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属 長	保険年金課長 三輪 孝治	保険年金課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおりに	事後	